

第2章 人権問題の現状と施策の方向

1 女性に関する問題

(1) 経過

日本国憲法は、法の下の平等や家族関係における男女平等について規定しています。しかし、固定的な性別役割分担意識は根強く残っており、現実には様々な社会生活の場面において女性が不利益を受けることがあります。また、配偶者・パートナーからの暴力（以下「DV」と言う。）、ストーカー行為、セクシャル・ハラスメント（以下「セクハラ」と言う。）等女性に対する暴力が社会的に問題になっています。

これらを改善するために、国は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」、「男女共同参画社会基本法」、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」などを制定しました。

本市においては、2002年（平成14年）に「佐世保市男女共同参画計画」を策定、2006年（平成18年）に「佐世保市男女共同参画によるまちづくり条例」を制定し、固定的な性別役割分担意識の解消や女性に対する暴力の根絶を目指して啓発等を推進してきました。2013年（平成25年）には、「第2次佐世保市男女共同参画計画」を策定し、「佐世保市DV対策基本計画」として位置付けています。

本市は、これらの法律などに基づき、女性の人権を守る各種取り組みを関係機関と連携し実施しています。

(2) 現状と課題

2013年度（平成25年度）に実施した「人権に関する市民意識調査」の結果によると、女性の人権で特に問題があるものは「職場における差別待遇」「職場や学校等におけるセクハラ」「DV」「男女の固定的役割分担意識の押し付け」となっています。

労働環境を含めた社会生活における女性への差別待遇の解消及び固定的な性別役割分担意識の改善のためには、多様な年齢層・職種に対する啓発及び広報活動が必要です。

セクハラ、DV、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引等の女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものです。最近では、高校生や大学生などの若い世代におけるデートDVの問題が生じています。

第2章 人権問題の現状と施策の方向

このことを踏まえ、女性に対する暴力を根絶するためには、暴力は犯罪であるという認識を広く社会に徹底するなどの啓発活動を図り、人権侵害への認識を根付かせるとともに、DV対策については、被害者の安全を確保するとともに生活支援などの環境整備を推進しなければなりません。

（3）具体的施策の方向

1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

推進項目	推進内容
啓発・広報の推進	セクハラやDV等に関する様々な啓発・広報活動を推進します。
相談・支援体制の充実	被害者が安心して相談することができるよう相談・支援体制の充実を図ります。

2. 佐世保市男女共同参画計画の推進による意識の改革

推進項目	推進内容
啓発・広報の推進	佐世保市男女共同参画計画に基づき、あらゆる場での意識の改革を図るために、啓発・広報活動を推進します。

2 子どもに関する問題

(1) 経過

国においては、2004年（平成16年）に児童福祉法が一部改正され、虐待を受けた児童などに対する市町村の体制強化を図るため、関係機関が連携を図り児童虐待等への対応を行う「要保護児童対策地域協議会」が法的に位置づけられました。

これにより、本市においても、2006年（平成18年）4月に要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関等との連携によって要支援・要保護児童等に対して適切な対応を図ることとしました。

また、同年6月には、「児童の権利に関する条約」に定める生存、保護、発達、参加という包括的権利を踏まえ、子どもは多様な個性を持った存在であり、子どもの尊厳と権利が尊重され幸せに育ち、誇りを持つことのできるまちを目指すことを宣言するために、「佐世保市子ども育成条例」が制定され、関係機関（行政、保護者、学校・保育所・幼稚園、地域、企業等）が一体となって、子どもの健全育成に努めることとなりました。

一方、子どもに関する諸問題に対し、保護者や関係者が迷うことなく安心して相談でき、多様な相談にも的確に対応するために、保健師や臨床心理士など専門職員を配置した総合相談窓口「子ども子育て応援センター」を設置し、2008年（平成20年）4月には、幼稚園も含め、就学前から一貫した子育て支援に対応し、子どもに関する施策を総合的に推進するため�新しく「子ども未来部」を設置しました。2010年（平成22年）には子どもや子育て家庭の取り巻く情勢の変化を踏まえ、「次世代育成支援佐世保市行動計画（後期行動計画）」（させぼっ子未来プラン）を策定し、子どもが健やかに成長できる環境づくりの施策を推進しています。

(2) 現状と課題

2007年（平成19年）の全国の合計特殊出生率は1.34であり、本市は、1.59でした。また、2012年（平成24年）は全国1.41、本市は1.75と微増となりましたが、依然として少子化は進行する傾向にあります。

また、核家族化、母親の就労の高まり、地域との関係希薄化など子どもや子育てを取り巻く環境は急激に変化しており、それに伴い、生活様式や価値観が多様化しています。子育ての環境変化に伴い、一方では児童虐待が深刻化しており、そのケースは身体的虐待にとどまらず、心理的虐待や

第2章 人権問題の現状と施策の方向

ネグレクト（育児放棄）といった外見では判別しにくい様々な状況があります。乳幼児期の家庭内の育児不安は、児童虐待へとつながることが懸念されるため、相談体制等強化を図る必要があります。

（3）具体的施策の方向

「新させぼっ子未来プラン」（計画期間：平成27年度から平成31年度）を総合的・計画的に推進し、社会全体で子どもと子育てを支える環境づくりに取り組みます。

1. 子どもと子育て支援を行う環境づくり

推進項目	推進内容
子どもを安心して産み育てるこことできる環境の充実	子どもや子育てに関する相談、児童虐待への対応、要保護児童対策地域協議会（佐世保市子ども安心ネットワーク協議会）を活用し、関係機関と連携することにより子どもの適正な保護や支援に努めます。 育児相談、子育てサポーター養成を行います。
子育て支援を行う環境づくり	地域子育て支援センターによる交流の場の提供、育児相談・子育てに関する情報を提供します。 児童センターの利用を促進し、子どもの健全育成に寄与します。
	地域に向けた子育て講演会や講座等のイベントを開催し、地域による子育て支援の意識高揚を図ります。
幼児教育・保育の充実	幼稚園教諭・保育士・保育教諭の資質向上のため研修の充実と保幼小連携の推進などを行います。

2. 子どもと子育て支援のための相談体制の充実

推進項目	推進内容
相談体制の充実	子どもや子育てに関する相談、児童虐待への対応、要保護児童対策地域協議会（佐世保市子ども安心ネットワーク協議会）を活用し、関係機関と連携することにより子どもの適正な保護や支援に努めます。

3 高齢者に関する問題

(1) 経過

わが国は、世界に類を見ない速さで高齢化が進行しています。2005年（平成17年）には高齢化率が20.2%でしたが、2014年（平成26年）には高齢化率が24.7%に達し、国民生活の向上や医療技術の進歩等を背景として、今後も高齢化率はさらに上昇し、2030年（平成42年）には31.8%を超える人口の3人に1人が65歳以上になると推計されます。

このような本格的な高齢社会の到来を見据えて、2000年（平成12年）には介護保険制度が導入され、高齢者の介護を社会全体で支えていく新たな仕組みがつくられました。

また、2005年（平成17年）には介護保険法が改正され、市町村に「地域包括支援センター」を設置し、総合相談や虐待防止、人権の保護など高齢者の権利擁護を図る施策が進められるとともに、新たに「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が策定されました。

長崎県は国を上回る速さで高齢化が進んでおり、高齢化率は2014年（平成26年）に27.4%に達し、2020年（平成32年）には30%を超えるものと予測されています。

本市においては、2014年（平成26年）8月の時点で65歳以上の高齢者は72,086人で、高齢化率は、27.7%に達しています。高齢化の進行とともに独居高齢者や認知症高齢者が増加しており、社会的に孤立する高齢者が増加していくことが考えられます。市内でも2014年（平成26年）8月の時点で12,488人の高齢の方が一人暮らしをされています。

また、2000年（平成12年）に佐世保市老人福祉計画・佐世保市介護保険事業計画を策定し、3年ごとに見直しを行い、高齢者支援のためのさまざま事業を実施しています。

(2) 現状と課題

高齢化の進行とともに独居高齢者や認知症高齢者が増加しており、高齢者に対する虐待、財産管理・相続に関するトラブルが依然として頻発しています。このことは問題が表面化するまでに時間がかかったり、認知症で訴えがわかりにくいなどの理由で介入が困難な場合が多い状況です。

このような中、高齢者が地域社会で安心して生活するために、高齢者本人だけでなく、本人を取り巻く関係者に対して、わかりやすく情報を提供し早期の相談に結び付けていくことが課題となっています。また、介護サービスをはじめとする各種サービスの利用しやすい環境づくりや地域で安心して生活できる支援体制の整備充実などが求められています。

（3）具体的施策の方向

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、その実現にむけた施策を展開します。

1. 相談体制の充実

推進項目	推進内容
相談事業	長寿社会課・「地域包括支援センター」等の各相談窓口における相互連携を図り、高齢者の相談窓口を充実することで、高齢者の人権を守ります。
訪問指導の充実	在宅や現在入院している高齢者やその家族に対し、人権が守られ、安心して生活できるように保健師等が訪問し、本人やその介護者に対して療養上の指導や介護サービスの紹介などを行います。また、関係機関との連携を図ります。
高齢者あんしんセンター運営事業	判断能力の衰えた高齢者等が安心して生活できる環境を確保するため、権利擁護に対する各種相談に対応し、支援サービスの提供を行います。
高齢者の認知症等相談事業	認知症、うつ症状のある人など高齢者や家族が専門医による相談を受けることで、家族の介護負担の軽減や、早期に適切な医療、介護給付サービスに、結びつけることを目的に「老人の認知症や心の相談」を月1回実施します。

第2章 人権問題の現状と施策の方向

2. 高齢者虐待防止

推進項目	推進内容
高齢者虐待防止事業	「佐世保市高齢者虐待防止ネットワーク委員会」を設置し、事例の検討や関係機関との情報交換、虐待防止にかかる取組について検討します。 また、被虐待高齢者に対する支援体制の充実、関係機関への講演会や研修会、市民に対する啓発を行います。

3. 権利・財産保護事業

推進項目	推進内容
成年後見制度申し立事業	高齢者が成年後見制度を利用しやすい体制を構築するなど、権利擁護サービスの利用促進を図ることにより、高齢者の尊厳を守り、権利・財産保護の充実を図ります。

4. 高齢者の就業の推進

推進項目	推進内容
高齢者の就労への援助	高齢者の就業機会を確保し、就労の支援を推進するために、「シルバー人材センター」による支援を行います。

5. 気軽に社会参加できる環境づくり

推進項目	推進内容
敬老特別乗車証交付	高齢者の社会参加を促進するため、バスの無料乗車証を交付します。
高齢者の生きがいづくり	老人クラブや老人クラブ連合会が魅力ある活動を行えるよう支援するとともに、会員の増加に努めることで、高齢者の社会参加を促進します。

4 障がい者に関する問題

(1) 経過

わが国においては、1970年（昭和45年）に「障害者基本法（心身障害者対策基本法）」の制定により、障がい者の尊厳、権利、社会参加への機会等が定められ、2011年（平成23年）の改正により、地域社会における共生や社会的障壁を除去するための措置や差別の禁止、社会への参加支援などの基本政策について変更が行われ、2013年（平成25年）には「障害者基本計画（第3次）」が策定、以後の5年間に取り組むべき基本的な施策の方向性が示されました。

2006年（平成18年）には障がい児・者の福祉の増進、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会実現を目的とした「障害者自立支援法」が施行され、2012年（平成24年）に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正されました。

また、同年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行、2013年（平成25年）には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が公布され、一部を除き2016年（平成28年）4月1日に施行されます。

このように、障がい者に係る国内関連法及び諸制度の一連の整備により、2014年（平成26年）に「障害者権利条約」批准に至りました。

長崎県では、1995年（平成7年）、「長崎県障害者福祉に関する新長期行動計画」を策定し、その重点施策実施計画として、1997年（平成9年）に「長崎県障害者プラン」を定め、2014年（平成26年）には障害のある人に対する差別を禁止する「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」の施行、「長崎県障害者基本計画（第2次改訂）」を策定するなど、障がいのある人もない人もお互いに尊重し合い、共に生き、共に過ごすことのできる「共生社会」の実現をめざし各種施策が推進されています。

一方、本市においても、2004年（平成16年）に、障害者基本法に基づき、「共生社会」の実現のため「佐世保市障がい者プラン（現第2次改定）」を策定し、さまざまな施策に取り組み、また2007年（平成19年）には、「障害者自立支援法（現障害者総合支援法）」に基づく、「佐世保市障がい

第2章 人権問題の現状と施策の方向

い福祉計画（現第4期計画）」を策定し、障がい福祉サービスを実施してきました。

以上のように障がいのある人を取り巻く環境が大きく変化しているなか、障がいのあるなしに関わらず、誰もが同じように暮らせる社会がノーマルな社会とし、その実現を目指す「ノーマライゼーション」の理念のもと、「共生社会」の実現という目標を掲げ、各施策に取り組んでいます。

（2）現状と課題

本市では、啓発用ポスター等の各種広報媒体による啓発のほか、各種イベントを通じた啓発活動を実施しています。それらの中には、民間主導で実行委員会が活動し、多くの市民の参加を得て、一定の成果を収めている啓発イベントもあります。

また、障がい者に対する理解を促進するために、講演会や出前講座を実施し啓発に努めています。

しかし、障がいに関する正しい知識が一般市民に浸透しているとは言えない現状であり、障がい者の活動を制限し社会参加を制約している諸要因を除去するため、今後も様々な方法で、幅広い啓発・広報活動を継続していく必要があります。

（3）具体的施策の方向

障がい者が社会の一員として地域でいきいきと安心して暮らすことができるよう、障がい者の生活を支援する制度の円滑な運営に努めるとともに、社会参加や就労の促進を図ることにより、共生社会の実現をめざします。

1. 障がい者への保健・医療の充実

推進項目	推進内容
医療費の助成	障がい者が必要な医療を受けられるよう、医療費の自己負担を軽減し、安心して生活できるように支援します。
保健業務等の充実	保健師等による障がい者の自宅への訪問指導など、保健面を充実し、安定した生活がおくれるように支援します。

2. 地域での生活支援

推進項目	推進内容
地域における相談体制の強化	福祉・保健・医療・教育・就労が一体となった生活支援が実現できるよう、障がい者のケアマネジメント（サービスの調整等）を行うことができる相談支援窓口を障がいの特性や地域のバランスを考慮しながら質的充実も図ります。
地域生活支援の充実	障がい者の地域での生活を支援する各種事業の実施にあたっては、サービス提供事業者の指導・助言を通じ、利用者本位の視点に立った質の高いサービスの提供を図ります。
地域生活への移行促進	障がい者施設入所者が地域生活に移行できるよう、障がい者本人の心身の状態や地域生活に対する意欲に合わせた適切な障がい福祉サービス、グループホームの利用に係る支援の充実を図ります。
介護給付の充実	生活介護等の適切なサービスの提供につなげるとともに、重い障がいのある方も在宅で安心して暮らせるよう、訪問系サービスの利用に係る支援の充実を図ります。
障がい者虐待防止事業	虐待による権利侵害を防止するため、障がい者虐待に関する啓発を行うとともに、虐待を受けている障がい者に対し、支援をおこないます。

第2章 人権問題の現状と施策の方向

3. 社会参加・就労の支援

推進項目	推進内容
障がいに対する理解促進・意識啓発	障がいへの理解を深めるための広報活動や、障がいのある人とないとの交流の機会を増やすなど、広く地域住民、事業主等への広報・啓発を行います。
社会参加の場・機会の創出支援	障がい者に対して、多様な情報やコミュニケーション、安全で円滑な移動の確保を図るとともに、ニーズに応じたスポーツ・芸術文化活動等の推進により、社会参加の場・機会を創出します。
就労支援の仕組みづくりと職場の創出	一般就労を希望する障がい者に対する能力向上と就職への支援を促進します。 さらに、就職後の定着支援の目的も含め、就労支援関係機関との連携による支援体制「就労支援ネットワーク」の充実を図るとともに、ジョブコーチ（職場適応援助者）制度の普及啓発等を図ります。 また、企業等に対して、理解と協力を求めながら、障がい者がその適性に応じて働くような就業の場、及び多様な職場環境の創出を図ります。

5 同和問題

(1) 経過

同和問題は、わが国の歴史的発展の過程で作られたいわれのない身分差別であり、同和地区・被差別部落などと呼ばれる特定の地区出身者であることや、そこに住んでいることを理由に、様々な差別や偏見を受けるなどの重大な問題です。

このことは憲法が保障している基本的人権が侵害されている人権問題であり、今後も取り組んでいかなければなりません。

国は、同和問題について、地域改善対策特定事業として取り組んできましたが、2002年（平成14年）3月末「地域改善対策特定事業にかかる国の財政上の特別措置に関する法律」の失効に伴い同事業がすべて終了し、その後は一般施策の中で取り組んでいくこととなり、同和問題の解消を図るために人権教育及び啓発については、これまでの成果等を踏まえ、同和問題を重要な人権問題の一つとしてとらえ、積極的に推進していくこととしています。

本市でも、1978年度（昭和53年度）から実施されてきた同和対策個人施策事業が、一定の成果をあげて2003年（平成15年）3月末で廃止されましたが、人権啓発推進協議会などにより、同和問題を含めた様々な人権問題の啓発のため、人権啓発講演会の開催、企業・団体研修、市職員研修及び広報させば等による人権啓発活動を行っています。

(2) 現状と課題

2013年度（平成25年度）に実施した「人権に関する市民意識調査」の結果によると、被差別部落への差別意識について「ある」「どちらかといえばある」との回答が計21.0%ありました。同和問題に関してどのような人権問題があると思うかとの設問には「結婚問題での周囲の反対」「差別的な発言」「就職・職場での差別や不当な取り扱い」「身元調査」との回答が多くありました。

同和地区においては生活環境をはじめ生活実態はおおむね改善されてきており、偏見や差別の解消に向けて進んできています。

しかし、差別意識は根強く残っています。今後とも、同和問題に対する正しい理解と認識が求められており、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、これまでに積み上げられてきた成果と手法を踏まえて人権教育及

第2章 人権問題の現状と施策の方向

び啓発を推進して行かなければなりません。

(3) 具体的施策の方向

1. 同和問題に対する正しい理解と認識を深める啓発の推進

推進項目	推進内容
関係機関等との連携による啓発活動	「同和問題啓発強調月間（11月11日から12月10日まで）」や「人権週間（12月4日から12月10日まで）」を中心とし、関係機関と協力しながら人権啓発活動を行います。
市の広報誌による啓発	広報させぼを活用した啓発を行います。
講演会・研修による啓発活動	人権啓発講演会を開催し、同和問題をはじめとする啓発を行います。
	企業・団体などに対する同和問題をはじめとした人権啓発研修などの推進を行います。
市職員に対する人権研修の実施	職員課と人権男女共同参画課との連携事業または共催事業として人権啓発研修を行います。
えせ同和行為の防止	同和問題を口実として企業や官公署、個人などに不当要求や不法行為を行い、利益を得ようとする「えせ同和行為」を、長崎地方法務局と連携して防止に努めます。

2. 学校や社会教育における人権・同和教育の推進

推進項目	推進内容
学校における人権・同和教育の推進	教職員に対して、同和問題をはじめとしたあらゆる人々の人権尊重を目的とした研修会等を行います。
	児童生徒に対する人権・同和教育を行います。
人権啓発・教育の推進	佐世保市教育集会所や各地区公民館において人権啓発をはじめとする講座・講演会を開催し、人権啓発を行います。

6 外国人に関する問題

(1) 経過

近年の国際化の進展により、国内の在留外国人（中長期滞在者と特別永住者）の数は平成15年末に180万5千人であったものが、平成25年末には206万6千人で14.5%の増加となっており、前年からは3万3千人増加しています。

国籍別の数は、中国31.4%、韓国・朝鮮25.2%、フィリピン10.1%、ブラジル8.8%、以下ベトナム、ペルー、米国等となっております。

また、本市の在留外国人数は、平成15年末に1,347人であったものが、平成25年度末には1,422人と5.5%の増加となっています。

(2) 現状と課題

現状と課題としては

- ①本市においては、外国人登録者以外に米軍関係者（日本人家族含む）も約5,900人居住しています。
- ②留学生との交流など、異文化理解の機会や場の提供とともに、慣れない日本で生活する留学生への支援が望まれています。
- ③これまでにも、外国人への各種情報の提供や生活相談、国際理解のための各種講座などの取り組みを行ってきました。今後もさらに外国人とのかかわりが増大する時代となります。
- ④近年全国的に、ヘイトスピーチ（憎悪表現）など外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行う事案が起き、国連では是正勧告が出されるなど、関心事になっています。

(3) 具体的施策の方向

1. 國際理解に関する情報発信

推進項目	推進内容
国際理解の促進	国際交流員による国際理解を促進するため各種講座などを行います。
	留学生支援事業や市民国際交流団体等の連携促進、市民活動を支援します。
	小学校に国際理解指導員の派遣や小中学校に外国語指導助手の派遣を行い、国際理解を促進します。
姉妹都市等交流による国際理解の促進	姉妹都市等との青少年交流や市民交流を行います。

2. 外国人が暮らしやすいまちづくり

推進項目	推進内容
関係団体等の連携	留学生支援事業や市民国際交流団体等の連携促進、市民活動を支援します。
市の広報媒体による啓発	市の広報紙やホームページ、フェイスブックなどにより、広報・啓発を行います。
	市の広報紙などにより、ヘイトスピーチ問題などを取上げ、国際理解による人権啓発を行います。

第2章 人権問題の現状と施策の方向

7 HIV感染者・ハンセン病患者等に関する問題

(1) 経過

HIV感染症は、そのウィルスに感染することから引き起こされる進行性の免疫障害を特徴とするエイズ（AIDS、後天性免疫不全症候群）と呼ばれる疾患です。1981年（昭和56年）にアメリカ合衆国で最初に症例が報告され、日本でも1985年（昭和60年）に最初の患者が発見されました。その後も感染者や患者が増加していることから、身近な問題として注目されています。

エイズ患者（発症者）やHIV感染者（HIVウィルスの保有者、非発症者）に対する正しい知識や理解の不足から、多くの偏見や差別が生まれ、社会生活の様々な場所で人権問題となって表れています。

また、ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、らい菌に感染しただけでは発病の可能性はきわめて低く、発病しても、現在ではその治療法が確立しており、遺伝する病気ではないことも確認されています。このことから、ハンセン病患者の隔離は必要であるにもかかわらず、日本では、発病者の外見的特徴から特殊な病気とみなされて、隔離政策がとられてきました。1996年（平成8年）の「らい予防法の廃止に関する法律」の施行による隔離政策の終結や2008年（平成20年）に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（ハンセン病問題基本法）が制定されました。また、2010年（平成22年）12月の第65回国連総会で「ハンセン病差別撤廃決議」が採択され、ハンセン病に関する誤った認識や誤解に基づく偏見や差別を解決するよう促しています。

(2) 具体的施策の方向

あらゆる感染症患者やその家族に対する偏見や差別をなくしていくために、正しい知識と理解を深めることを目的として、次のような啓発活動を進めています。

推進項目	推進内容
正しい知識の普及・啓発活動と相談体制	HIV/エイズなど性感染症に関する正しい知識啓発のため出前講座や検査・相談を行います。
市の広報紙やイベントによる啓発	広報紙やイベント開催などにより啓発活動に取り組みます。

8 原爆被爆者に関する問題

(1) 経過

広島、長崎に原子爆弾が投下されてから、69年が経過し、原爆被爆者は原子爆弾の放射線によって、他の戦争犠牲者にみられない健康被害を受けていることから、この点に着目した対策が、国・地方自治体において講じられてきました。

1995年（平成7年）に、「原爆被爆者に対する援護に関する法律」（以下「被爆者援護法」という。）が施行され、健康管理と医療費、手当等の支給のほか、高齢化している被爆者に対する総合的な援護対策などが進められています。

(2) 現状と課題

被爆者援護法に基づき被爆者健康手帳の交付を受けている人は、平成26年3月末日現在、長崎県内の総数50,269人、うち佐世保市1,132人となっています。

原爆被爆者の高齢化がますます進展しており、援護対策の充実を早急に図っていくことが求められているとともに、全国的には原爆症認定や在外被爆者、被爆者二世の問題、若い世代への歴史的事実の継承などが課題として残されています。

(3) 具体的施策の方向

- ①原爆被爆者に対する援護対策については、国・県の動向を踏まえながら、地域の実情に応じて施策を行っていきます。
- ②学校教育などの場において、原爆の悲惨さと戦争の恐ろしさ、平和と命の大切さを伝えて行きます。

第2章 人権問題の現状と施策の方向

9 犯罪被害者等に関する問題

(1) 経過

国は、犯罪被害者への支援に関して「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」や「犯罪被害者等給付金支給法」、「犯罪被害者等基本法」など、犯罪被害者の人権を保護し、援護するための法整備を進めました。

また、2011年（平成23年）3月には第2次犯罪被害者等基本計画を策定して、損害回復・経済的支援、精神的・身体的被害の回復、刑事手続きへの関与、支援体制の整備、国民の理解の増進等についての具体的な施策を推進しています。

本市では、2007年（平成19年）9月に犯罪等の未然防止に関する「佐世保市犯罪のない安全・安心まちづくり条例」を制定し、市民全体での安心安全な地域社会の実現をめざしています。また、犯罪被害者支援ネットワークへの参加をはじめ、関係機関・団体と連携しています。

(2) 現状と課題

犯罪被害者は生命、家族、健康、財産などを奪われただけではなく、それらに劣らぬ重大な精神的被害を負っています。さらには、周囲の好奇の目、誤解に基づく中傷、無理解な対応や過剰な報道などにより、その名誉や生活の平穀が害されたり、孤立感に苦しむことも少なくありません。

犯罪被害者の人権をまもるためにには、市民一人ひとりが被害者等の置かれている状況を理解して、支援していくことが求められています。

(3) 具体的施策の方向

①犯罪被害者などの人権についての教育・啓発の推進

犯罪被害者やその家族の人権に配慮することができるよう、様々な方法で市民の理解を深めるための啓発活動を推進します。また、マスメディアに対しても被害者の人権に配慮した報道が行われるよう求めていきます。

②相談・支援体制の充実

犯罪被害者やその家族が安心して暮らすことができるよう、法務局、警察など関係機関と連携して、犯罪被害者への相談・支援体制の充実に努めます。

10 インターネットによる人権侵害に関する問題

(1) 経過

インターネットの普及により様々な情報に容易にアクセスができ、また発信もできるようになったことにより、インターネットを利用した人権侵犯事件が発生するようになりました。

このため、2002年(平成14年)に施行された「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法)により、個人の人権が侵害された場合には発信内容の削除請求や発信者情報の開示請求を行うことができるようになりました。

2004年(平成16年)には、ガイドラインの改正により、重大な人権侵害案件については法務省人権擁護機関が、インターネット事業者等に対し当該侵害情報の削除要請を行うことができるなど、より適切で迅速な対応ができるようになりました。

また、2014年(平成26年)には、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」の改正により、インターネット事業者は児童ポルノに係る被害防止の措置を講ずることを努めることとするほか、元交際相手の性的な画像などをインターネット上に流出させるいわゆる「リベンジポルノ」に罰則を設ける「私的性的画像記録の提供被害防止法」が成立しています。

(2) 現状と課題

インターネットを利用した人権侵犯事件は、その匿名性を利用した悪質な差別表現の流布、プライバシーの侵害、誹謗中傷、児童ポルノ、リベンジポルノなどで、近年増加傾向となっています。

法務省人権擁護局が、平成25年中に処理したインターネットによる人権侵犯件数は957件で、そのうちインターネット事業者に対し削除要請を行ったものは136件となっています。

携帯電話やスマートホンからもインターネットに接続でき、匿名性が高いことから利用者が人権に配慮することが求められています。

このため、多様な年齢層の市民に対して、インターネットを利用する際のモラル向上のための啓発活動を進めなければなりません。

（3）具体的施策の方向

- ①情報教育を進める中で、情報化が社会に及ぼす影響を考え、情報を適切に活用するための知識や技能、態度を身に付けさせるなど、情報モラルの育成を図ります。
- ②課題や目的に応じて情報及び情報手段を操作・活用する能力を育成し、市民一人ひとりが主体的に情報を収集し、取捨選択・処理し、発信・伝達できる能力を養うための教育・啓発に努めます。

1.1 北朝鮮当局による拉致問題等

(1) 現状と課題

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりました。これらの事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚となったため、政府は1991年(平成3年)以来、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起しました。

北朝鮮は、頑なに否定し続けていましたが、2002年(平成14年)9月の日朝首脳会談において、初めて日本人の拉致を認め謝罪しました。同年10月には5名の拉致被害者が帰国しましたが、他の被害者について、北朝鮮当局は、いまだ問題の解決に向けた具体的行動をとっていません。

北朝鮮当局による拉致問題は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全にかかわる重大な問題です。政府としては、国の責任において、すべての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力をつくしています。

国際連合においては、2003年(平成15年)以来、毎年わが国が提出している北朝鮮人権状況決議が採択され、北朝鮮に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求しています。

国においては、2006年(平成18年)6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務として、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する啓発を行うよう求められています。

また、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定められました。

拉致問題等について、その解決には市民一人ひとりの声が大きな力となるため、拉致問題等への关心と認識を深めることができます。

(2) 具体的施策の方向

拉致問題等については、市民の关心と認識を深めるため、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」(12月10日から12月16日)を中心に、国や県と連携協力して、広報媒体を活用して、啓発・広報に努めます。

12 その他の人権問題

(1) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、本人に更生の意欲があっても、人々の意識の中に根強い偏見や差別意識があり、就職に際しての差別や住居等の確保の困難など、社会復帰をめざす人たちにとって現実は厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようになるためには、本人の強い意欲とともに、家族、職場、地域社会など、周囲の人々の理解と協力が必要なことから、偏見や差別を解消するための啓発活動を推進します。

(2) ホームレス

ホームレスの問題として、本人に自立の意志がありながらもホームレスとなることを余儀なくされた人が多数存在することや、健康面での問題、地域社会とのあづれきなどの問題を抱えています。

ホームレスの問題に対しては、人権に配慮し、地域社会の理解と協力を得ながら推進していくことが必要となります。

(3) アイヌの人々

アイヌの人々は、独自の文化や伝統を有しています。アイヌの人々が居住する地域において、他の人々と格差が認められるほか、結婚や就職等における偏見や差別の問題が見られます。

アイヌの人々が置かれている現状の認識と民族としての歴史、文化、伝統への理解を深めていかなければなりません。

(4) 性的少数者

先天的に身体上の性別が不明瞭な人、身体上の性別と心で認知する性別に違和感を持つ性同一性障がいの人、性的な意識が同性や両性に向かう人など、性的少数者にかかわる人権問題もあります。

性のあり方について、固定的に考えるのではなく、性的多様性を認め合うことが大切です。このため、性的少数者に対する差別や偏見をなくしていくことが必要です。